

青森県報

第三千六百二十九号

平成二十四年
十二月十四日
(金曜日)

目次

告 示

家畜伝染病の発生	(畜産課)	一
保安林の指定予定	(林政課)	一
右	(同)	二
保安林の指定	(同)	二

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第二項の規定による公告	(県民生活 文化課)	二
右	(同)	三
右	(同)	三
右	(同)	三
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(商工政策課)	四
宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明	(建築住宅課)	四
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(会計管理課)	四
右	(同)	五
右	(同)	五
右	(同)	六

告

示

青森県告示第八百七十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ―ネ病	牛	患者	一	上北郡横浜町	平成二十四年十二月十四日

青森県告示第八百七十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
平川市葛川上の平二五の一九七（次の図に示す部分に限る。）、長小股四八の二
 - 二 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。()

青森県告示第八百七十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

平川市葛川田の沢口二三の一、大川添三七の二二三、三七の二二四

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第八百七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

青森県告示第八百七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜五四の五〇(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び外ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

により次のとおり公告する。

平成二十四年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年十一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ドリーム

三 代表者の氏名

月館 順一

四 主たる事務所の所在地

三戸郡階上町大字赤保内字大上二六の四〇
五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、その自立や社会参加を支援する事業を行うことにより、障害者が社会の一員としての自覚を持ち、誇りと生きがいを持って生活できる環境づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十一月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人空・山・海・大地を愛する会

三 代表者の氏名

金子 春雄

四 主たる事務所の所在地

青森市桜川四丁目一の八

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内にある豊富な観光資源である自然を活用した文化・観光及びグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム事業を行うことにより、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

により次のとおり公告する。

平成二十四年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十一月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あもりNPOサポートセンター

三 代表者の氏名

田中 弘子

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民活動を行う個人或いは団体を支援することにより、市民の自己決定と自己責任に基づく自立性のある市民社会の実現に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十一月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ドリーム工房

三 代表者の氏名

村川 勇

四 主たる事務所の所在地

青森市花園二丁目九の三七

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して就労支援に関する事業を行い、また、地域住民への啓発活動及び地域ボランティア育成事業を行うことにより、障害者が自ら望む地域で、地域住民の理解を得ながら、自立した生活を営めるよう総合的に支援し、もってノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン弘前樋の口

弘前市大字樋の口二丁目九の六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 宮地邦明

株式会社サンワド

青森市大字石江字三好六九の一

代表取締役社長 中村勝弘

イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役社長 大門淳

三 弘前市の意見の概要

1 通勤・通学の時間帯であるため、交通障害を生じないよう対応していただきました。

2 イオンタウン弘前樋の口店は、弘前市立西小学校向かいに立地しており、来客の自動車駐車場へ到着する経路は通学路にあたる。今回の変更は開店時間を午前九時から午前七時に変更しようとするものであるが、この変更により、午前八時始業の同校の通学時間帯と重なることになるため、通学児童の交通安全並びに防犯対策に対して配慮していただきたい。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十四年十二月十四日から平成二十五年一月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

左記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。  
なお、公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十四年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社敬商事

二 代表者の氏名 澤田 加寿江

三 免許証番号 青森県知事（二）第三一四六号

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、  
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 五百二十五台

二 調達方法

物品の購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成二十四年十一月五日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス

青森市新町二丁目六の二九

七 契約金額

三千五百六十四万七千五百円

八 契約の相手方を決定した手続

物品に要求される性能が満たされている物品を供給できると認められる者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十四年九月二十四日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量(ただし、数量(箱数)は予定数量)

1 P P C 用紙 A 4 (一箱二千五百枚入) 二万箱

2 P P C 用紙 A 3 (一箱千五百枚入) 千二百箱

3 P P C 用紙 B 4 (一箱二千五百枚入) 三千箱

4 P P C 用紙 B 5 (一箱二千五百枚入) 四百箱

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十四年十一月十二日

五 契約の相手方の名称及び住所

1 P P C 用紙 A 4 及び P P C 用紙 A 3

株式会社ヒゲチ

青森市問屋町一丁目一五の二二

2 P P C 用紙 B 4 及び P P C 用紙 B 5

有限会社羽藤商事

五所川原市寺町六四

六 契約金額(一箱あたりの単価契約金額)

1 P P C 用紙 A 4 千二十九円

2 P P C 用紙 A 3 千二百五十六円八十五銭

3 P P C 用紙 B 4 千六百二十七円五十銭

4 P P C 用紙 B 5 八百十四円八十銭

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される基準等が満たされている物品の供給体制が確認できる調書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十四年十月一日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
男性警察官用冬帽子ほか 総数 一万三千六百四十六点
- 二 調達方法  
物品の購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県出納局会計管理課  
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法  
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日  
平成二十四年十一月二十二日
- 六 契約の相手方の名称及び住所  
ミドリ安全青森株式会社  
青森市古館一丁目一〇の七
- 七 契約金額  
五千四百三十二万五千五百五十一円
- 八 契約の相手方を決定した手続  
物品に要求される性能が満たされていると判断した生地見本等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日  
平成二十四年十月十二日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭